

提出書類一覧

	添付書類又はその付属書類	指定を受けようとする事業 又は施設の種類	参考 様式	居宅サービス事業											居 宅 介 護 支 援	施設	
				訪 問 介 護	訪 問 入 浴 介 護	訪 問 看 護	訪 問 リ ハ ビ ン リ	居 宅 指 導 養 護	通 所 介 護	通 所 リ ハ ビ ン リ	生 活 介 護 所	短 期 養 老 介 護 所	特 定 活 動 介 護 者	福 祉 用 具 貸 与		特 定 福 祉 用 具 販 売 社	福 介 社 健 老 設 人
1	指定(許可)申請書【様式第1号】			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	指定申請(開設許可)手数料【奈良県証紙】 (単位: 千円)			30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	63
3	サービス別付表【付表1～16】			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	定款又は寄附行為			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	法人登記事項証明書			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	運営規程			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	管理者の経歴書	1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	サービス提供責任者の経歴書(注1)			△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	生活相談員又は支援相談員の経歴書(注2)			—	—	—	—	—	△	—	△	—	—	—	—	△	△
11	資格証の写し(注3)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	当該事業所・施設に勤務する介護支援専門員一覧	3		—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	○	○
13	事業所平面図(注4)	4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	居室面積等一覧表(注5)	5		—	—	—	—	—	—	○	○	○	—	—	—	○	○
15	当該事業に係る資産の状況(注6)	6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	事業所建物等の権原を示す書類の写(注7)			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
17	事業所の写真(注8)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	7		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	市町村、保健医療・福祉サービスとの連携内容	8		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
20	福祉用具の保管及び消毒の方法(注9)	9		—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
21	受託サービス事業者が事業を行う事業所(注10)	10		—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—
22	受託サービス事業者との契約書の写			—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—	—	—	—
23	協力医療機関との契約書の写			—	○	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	—	○

(次ページに続く)

提出書類一覧

添付書類又はその付属書類	指定を受けようとする事業 又は施設の種類	参考 様式	居宅サービス事業												居 宅 介 護 支 援	施設	
			訪 問 介 護	訪 問 入 浴 介 護	訪 問 看 護	訪 問 シ ョ ン リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	管 理 指 導	居 宅 療 養	通 所 介 護	テ ー シ ョ ン リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	生 活 介 入 所	短 期 入 所 介 護	療 養 介 入 所	生 活 介 入 者		特 定 施 設 入 居 者	福 祉 用 具 貸 与

24	誓約書及び役員等名簿	11	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○
25	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【県指定サービス用】		○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○
26	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表		○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○
27	体制届出に必要な添付書類(注11)		△	△	△	△	—	△	△	△	△	△	△	△	—	△	△	△
28	老人福祉法に基づく「老人居宅生活支援事業」に係る届出(注12)		○	—	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—

○印は提出が必要な書類、△印は注書きに該当する場合提出が不要な書類、—印は提出が不要な書類であることを示す。

表中注1から注12については、次のとおりとする。

- 注1 介護福祉士、社会福祉士法及び介護福祉士法第四十条第二項第五号に規定する実務者研修修了者又は介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程の研修の修了者の場合は添付を要しない。
- 注2 社会福祉法第19条第1項第1号から第3号に該当する者の場合は添付を要しない。
- 注3 管理者及び従業者のうち当該職務に従事するために必要な資格証等の写し。
- 注4 別途、図面がある場合はそれをもって代えることができる。
- ①通所介護、通所リハビリテーションにあつては、各室の用途及び面積を記載すること。
- ②短期入所生活介護にあつては、建物の構造概要及び各室の用途、面積を記載すること。(併設施設の場合は本体施設の平面図も含む)
- ③短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設にあつては、建物の構造概要及び各室の用途、面積を記載すること。
- 注5 基準で定められた部屋について記載すること。
- 注6 当該事業に供する土地及び建物、主な什器備品について記載すること。
- 注7 賃貸借契約書等、申請者が当該事業に供することができることを示す書類。但し、申請者が当該建物を所有している場合は添付を要しない。
- 注8 事業所、施設の外観及び基準で定められた部屋を撮影すること。(同一仕様の部屋等は省略可)
- 注9 保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、当該業務の委託等契約書及び作業手順書の写しを添付すること。
- 注10 外部サービス利用型特定施設において、特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を委託して行わせる事業所の名称及び所在地を記載すること。
- 注11 届け出る項目によって添付書類が必要なケースがあるため、別紙「体制届の主な項目と添付書類」を参照して適宜確認すること。
- 注12 国及び都道府県以外の者が実施する場合に届出が必要。指定申請に添付している書類については、重複添付不要。詳細は別紙のとおり。